

工事工程表

規制対象	建設作業	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月
工事全体工程														
騒音	騒音規制法	1 くい打機、くい抜機を使用する作業 (アースオーガを併用する作業を除く)												
		2 びょう打機を使用する作業												
		3 さく岩機を使用する作業												
		4 空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)												
		5 コンクリートプラント等を使用する作業												
		6 バックホウを使用する作業												
		7 トラクターショベルを使用する作業												
		8 ブルドーザーを使用する作業												
	県条例	6 建造物を動力、鉄球等で解体破壊する作業												
		7 コンクリートミキサー車等を使用する作業												
8 コンクリートカッターを使用する作業														
9 ブルドーザー、バックホウ等を使用する作業														
	10 ロードローラーを使用する作業													
振動	振動規制法	1 くい打機、くい抜機を使用する作業												
		2 鋼速を使用して建物等を破壊する作業												
		3 舗装版破碎機を使用する作業												
		4 ブレーカーを使用する作業 (手持ち式を除く)												
備考 (注) 1 「法」と「条例」の両方に該当する場合は「法」による届出をしてください。 2 作業所が工業専用地域内の場合は「条例」による届出をして下さい。 3 建設作業の種類により、騒音・振動の両方の届出が必要です。 4 添付書類として、工程表の他作業場付近の見取図が必要です。		<p>騒音・振動の防止の方法</p> <p>工事の目的・内容等、付近住民に説明し、理解、協力を得るようにする。</p> <p>振動の影響のおそれがある場合は、事前に周辺家屋の調査を行い被害発生時には迅速に対応する。</p> <p>整備点検を十分にを行う。</p> <p>能率良く行き、時間の短縮に努める。</p> <p>不必要な高速運転やむだな空ぶかしは避け、使用しない間はエンジンを切る。</p> <p>防音型の機械を使用する。</p> <p style="margin-left: 20px;">運搬道路は、民家や歩行者が多いところをできる限り避ける。又必要に応じ往路、復路を別経路とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">シートの養生、防音囲い等を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">待機場所は、付近に影響が少ないよう十分配慮して選ぶ。</p> <p style="margin-left: 20px;">その他</p>												